

## 国立研究開発法人国立がん研究センター東病院院内感染防止のための指針

### 第1 趣旨

本指針は、平成19年4月施行医療法第6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号の規定に基づき、院内感染対策のための体制整備がすべての医療機関に義務付けられたことを受け、国立がん研究センター東病院における院内感染対策体制の確立、院内感染対策のための具体的方策及び院内感染発生時の対応等について、指針を示すことにより、適切な院内感染対策を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

### 第2 院内感染対策のための基本的考え方

院内感染対策は、医療の質に関わる重要な課題である。組織及び職員個人が、院内感染対策の必要性・重要性を組織及び自分自身の課題と認識し、院内感染対策体制の確立を図り安全な医療の遂行を徹底することがもっとも重要である。このため組織は、本指針を活用して、院内感染対策委員会を設置して院内感染対策を確立するとともに、関係者の協議のもとに、独自の院内感染対策委員会規程(平成22年4月1日規程第92-2号)及び院内感染対策マニュアル(以下、「マニュアル」という。)を整備する。また職員は感染症の診断の有無、もしくは感染症の推定の有無に関わらず、全ての患者に対し、標準予防策(Standard precautions;スタンダードプリコーション)を行うものである。

### 第3 院内感染対策管理体制の整備

国立がん研究センター東病院においては、以下の事項を基本として、施設内における院内感染対策体制の確立に努める。

#### 1 院内感染対策委員会の設置

- 一 院内感染の発生原因・状況を調査し、対策を策定、指導し、この対策の効果を評価しつつ院内感染制御に努めること、及び感染制御室の活動支援を行うことを目的とする。
- 二 委員会の運営に際し、必要な事項については院内感染対策委員会規程を別に定める。

#### 2 感染制御室の設置

- 一 院内感染制御のために活動することを目的とする感染制御室を設置する。
- 二 感染制御室は、病院長の下部組織として院内感染対策の実施に関する権限を移譲され、業務遂行の責任を果たす。
- 三 感染制御室の運営に際し、必要な事項については感染制御室運営要領(平成22年4月1日要領第65号)を別に定める。

#### **第4 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針**

- 1 個々の職員の院内感染対策に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため、医療に係る院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し定期的に研修を行なう。
- 2 委託職員を含めた全職員を対象に年2回程度定期的に開催する。また、新採用者への教育など必要に応じて随時開催する。
- 3 研修の実施内容について記録を行い、感染制御室に保管する。

#### **第4-2 抗菌薬適正使用推進を目的とした職員に対する研修に関する基本方針**

- 1 抗菌薬適正使用の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行い、個々の職員の意識の向上等を図るため、職員に対し定期的に研修を行う。
- 2 医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、年2回程度講演会を開催する。
- 3 研修の実施内容について、記録を保管する。

#### **第5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針**

- 1 感染症の発生時は、国立がん研究センター東病院緊急連絡体制およびマニュアル「II. 感染対策報告」に従って報告を行う。
- 2 アウトブレイク発生もしくはそれを疑う事象発生時は、マニュアル「II-4. アウトブレイク時の対応について」に従って報告する。
- 3 院内感染管理者、病院長、院内感染対策委員会委員長、感染制御室長へ報告を行う。

#### **第6 院内感染発生時の対応に関する基本方針**

- 1 院内感染発生の報告を受けた場合、院内感染対策チームは発生現場の調査を行い、詳細に感染対策実施状況を把握し、職場への指導を行う。
- 2 拡大が予測される場合には、全職員へ院内感染の状況及び、その対策に関する情報提供を行う。
- 3 保健所に届出が必要な感染症の場合は、院内感染対策委員会担当事務が保健所に届出を行う。
- 4 院内の対策で感染症拡大が収束されない場合は、管轄保健所や外部専門機関である千葉県院内感染対策地域ネットワーク(千葉ネット:千葉大学医学部付属病院感染管理治療部委託 連絡先:chibonet@ho.chiba-u.ac.jp)※に相談する。

#### **第7 患者等への情報提供と説明に関する基本方針**

- 1 院内感染対策に関する指針については、患者及び家族が閲覧できるものとする。

- 2 感染症発症時、感染症の説明とともに、院内感染防止の意義と対策について説明し、理解を得た上で協力を求める。

#### **第8 その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針**

- 1 各看護単位にリンクナースを1名配置する。リンクナースは院内感染対策リンクチームと連携し、院内感染防止のための実践活動を行う。
- 2 病院職員自ら感染源とならないために、入職時に流行性ウイルス疾患(麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎)の抗体価を確認する。
- 3 定期健康診断を受診し、健康管理に留意する。また新規採用者に対して結核既往検査(IGRA)を実施する。
- 4 マニュアルは年に1回見直しを行い、病院職員に周知する。
- 5 病院職員は、マニュアルを遵守する。

#### **第9 その他抗菌薬適正使用の推進のために必要な基本方針**

- 1 抗菌薬適正使用に関するマニュアルを作成し、病院職員に周知する。
- 2 抗菌薬適正使用に関するマニュアルを定期的に見直し、病院職員に周知する。
- 3 病院職員は、抗菌薬適正使用に関するマニュアルを遵守する。

#### **附 則**

##### **(施行期日)**

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

#### **附 則(平成26年要領第1－3号)**

##### **(施行期日)**

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

#### **附 則(平成27年要領第1号)**

##### **(施行期日)**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### **附 則(平成27年要領第37号)**

(施行期日)

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則(平成27年要領第57号)

(施行期日)

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

附 則(平成29年要領第1号)

(施行期日)

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則(平成30年要領第8-7号)

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年要領第10号)

(施行期日)

この要領は、令和4年5月19日から施行する。

附 則(令和7年要領第7号)

(施行期日)

この要領は、令和7年2月5日から施行する。

附 則(令和 年要領第 号)

(施行期日)

この要領は、令和 年 月 日から施行する。